

1	個人情報ファイルの名称	軽自動車税の賦課	
2	行政機関等の名称	四日市市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政経営部市民税課	
4	個人情報ファイルの利用目的	市内に軽自動車等（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）の主たる定置場を有する者に対して適正かつ公平な課税を行う。 ※過去において市に軽自動車等の主たる定置場を有していた者を含む	
5	記録項目	1宛名コード、2調定年度、3課税年度、4物件番号、5履歴連番、6車種コード、7標識NO-漢字、8検索用標識NO、9受付連番-年度、10受付連番-連番、11納税義務者個法区分、12運転者区分、13所有者使用者コード、14所有者使用者名情報、15定置場、16軽自情報、17車名コード、18車名、19車台番号、20特例区分、21排気量-内燃、22排気量-電気、23年式、24認定番号、25原動機番号、26色コード、27型式、28課税保留-区分、29課税保留-開始日、30課税保留-終了日、31届け出年月日、32登録コード、33廃車年月日、34廃車事由、35ナンバー返還有無、36非課税区分、37異動事由、38異動年月日、39異動時間、40新旧区分、41異動連番、42納税証明書、43転通出力回数、44転通年月日、45課税額、46調定年月日、47納期限年月日、48納税通知書番号、49納税通知書番号区分、50過年度期別、51収納用更正事由、52前年度非課税区分、53合併前自治体コード、54異動担当者、55更新区分、56決議書発行日、57当初登録日、58所有者氏名、59所有者住所、60使用者氏名、61使用者住所、62検索用標識、63検索用標識記号、64初度検査年月、65重課税除外区分、66税率区分	
6	記録範囲	市内に軽自動車等（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）の主たる定置場を有する者。 ※過去において市に軽自動車等の主たる定置場を有していた者を含む	
7	記録情報の収集方法	本人又は本人の代理人による申請 以下の市民税課以外からの移転、提供、報告 ・四日市市役所内他部署（市民課、収納推進課、障害福祉課、保護課） ・他自治体 ・民間事業者（三重県自動車会議所） ・地方公共団体情報システム機構	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	保護課、障害福祉課 資産税課、収納推進課 保健予防課	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 四日市市 総務部 総務課 市政情報センター (所在地) 〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
13	備考	-	

1	個人情報ファイルの名称	個人住民税の賦課
2	行政機関等の名称	四日市市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政経営部市民税課
4	個人情報ファイルの利用目的	賦課期日（1月1日）時点において四日市市内に住所を有する個人又は市内に事務所や家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者に対して課税を行う。
5	記録項目	1個人番号、2年度、3宛名コード、4宛名区分、5賦課期日区分、6性別、7生年月日、8世帯コード、9続柄コード、10生活保護該当区分、11本人専従区分、12事業所家屋敷区分、13被扶養区分、14障害者区分、15寡婦区分、16寡夫区分、17個人コメント1、18個人コメント2、19個人コメント3、20個人コメント4、21賦課氏名カナ、22賦課氏名漢字、23賦課住所区分、24賦課住所コード、25賦課住所番地、26賦課住所枝番、27賦課住所小枝番、28賦課住所、29賦課住所方書、30新規フラグ、31配偶者宛名コード、32徴収希望、33納通発送区分、34納通発送日、35市申送区分、36未申告区分、37294条通知日、38通報年月日、39扶養照会区分、40扶養照会年月日、41申告書発送済区分、42国保加入区分、43世帯外被扶養区分、44年金特微判定、45主宛名コード、45-1主世帯コード、46被扶養専従者区分、47被扶養区分、48消除区分、49被扶養専従異動事由、50異動年月日、51更新年月日、52更新時分、53更新職員番号、54特別徴収義務者コード、55年金保険者用整理番号1、56年金保険者用整理番号2、57特微税額通知-作成日、58特微税額通知-対象者情報、59年金特微予定額10月、60年金特微予定額12月、61年金特微予定額2月、62年金特微予定額4月、63年金特微予定額6月、64年金特微予定額8月、65税額通知結果-受領日、66税額通知結果-処理結果、67徴収結果-10月受領日、68徴収結果-10月各種区分、69徴収結果-12月受領日、70徴収結果-12月各種区分、71徴収結果-2月受領日、72徴収結果-2月各種区分、73徴収結果-4月受領日、74徴収結果-4月各種区分、75徴収結果-6月受領日、76徴収結果-6月各種区分、77徴収結果-8月受領日、78徴収結果-8月各種区分、79停止通知-作成日、80停止通知-各種区分、81停止結果-受領日、82停止結果-処理結果、82-1変更通知-作成日、82-2変更通知-各種区分、82-3変更通知-受領日、82-4変更通知-処理結果、83特定誤りフラグ、84賦課連番、85徴収区分、86賦課レコード状態、87処理コード、88更正事由、89異動年月日、90済期、91開始期、92済月、93開始月、94優先資料区分、95優先資料番号、96給与合算区分、97受給者番号、98非課税区分、99控対配、100配特区分、101扶養同老人数、102扶養老人数、103扶養他人数、104扶養特定人数、105障害同特人数、106障害特人数、107障害他人数、108扶養配合区分、109本人特障、110本人他障、111夫あり、112未成年、113老年人、114寡婦一般、115寡婦特別、116寡夫、117勤労学生、118本人専従、119事業所家屋敷、120均等割区分、121本人希望徴収区分、122青色申告区分、123専従配偶者、124専従他人数、125生活保護取扱区分、126次年度市申送、127特微給報資料番号、128減免率1期、129減免率2期、130減免率3期、131減免率4期、132減免率随1、133減免率随2、134減免開始日、135変更納期限1期、136変更納期限2期、137変更納期限3期、138変更納期限4期、139変更納期限随1、140変更納期限随2、141確定延滞金計算区分、142決定日、143オンライン決定フラグ、144所得控除件数（賦課）、145所得控除区分（賦課）、146所得控除額（賦課）、147通知書番号、147-1計算値老年者区分、148月割額、149月別特微指定番号、150月別特微個人番号、151期割額、152警告コード（賦課）、153エラーコード（賦課）、154還付加算金起算日設定、155住宅特定取得以外、156居住年月日、157変更納期限随3、158変更納期限随4、159減免割合、160減免理由、161税移減税区分、162年金特微計算、163年金特微停止月、164本徴収停止依頼日、165-1支払回数割、165-2年金特微分期割額、165-3本徴収更正月、165-4同一生計控配外、166扶養年少人数、167扶養成年人数、168仮徴収停止事由、169資料区分、170資料番号、171乙欄区分、172中途就退区分、173中途就退年月日、174課税対象外区分、175所得控除件数（資料）、176所得控除区分（資料）、177所得控除額（資料）、178専従者生年月日、179専従者給与額、180専従者宛名コード、181専従者個人番号、182配偶者生年月日、183配偶者宛名コード、184配偶者個人番号、185扶養者生年月日、186扶養者宛名コード、187扶養者控除額、188扶養者個人番号、189給報摘要欄、190警告コード（資料）、191エラーコード（資料）、192電話番号、193扶養年少人数、194年少扶養生年月日、195年少扶養宛名コード、196年少扶養個人番号、197扶養成年人数、198成年扶養生年月日、199成年扶養宛名コード、200課税年度、201過年度連番、202過年度枝番、203調定年度、204過年度増分税額、205過年度納期限、206過年度通知日、207変更納期限、208賦課連番、209メモ内容、210住登地住所コード、211住登地住所、212メモ本年度のみ、213報告人数、214納入書発送区分、215納通等返送区分、216納通等返送日、217納特区分、218納特開始年月、219納特終了年月、220非課税人数、221普徴区分、222通知書出力区分、223個人番号配番区分、224官公庁区分、225総括表訂正有無、226給報受付日、227事業所異動事由、228特微最終個人番号、229特微月割額、230特微月別人員、231月割充当額、232納税者ID、232-1総括表発送区分、232-2受取方法、233メモ内容、234従業員状態、235停止事由、236停止月、237仮徴収4月、238仮徴収6月、239仮徴収8月、240前年徴収10月、241前年徴収12月、242前年徴収2月、243依頼年月日、244当初確定フラグ、245プリントフラグ
6	記録範囲	1月1日現在で、市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。
7	記録情報の収集方法	本人又は本人の代理人による申告 以下の市民税課以外からの移転、提供、報告 ・四日市市役所内他部署（保険年金課、障害福祉課、市民課、保護課） ・行政機関・独立行政法人等（国税庁、日本年金機構（年金等支払者）給与支払者） ・地方公共団体・地方独立行政法人（他自治体、給与支払者） ・民間事業者（給与支払者、公的年金支払者）
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
9	記録情報の経常的提供先	こども発達支援課、保育幼稚園課、こども保健福祉課、こども未来課、健康づくり課、保護課、保険年金課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課 資産税課、収納推進課 市営住宅課 保健予防課
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 四日市市 総務部 総務課 市政情報センター (所在地) 〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
13	備考	-

1	個人情報ファイルの名称	固定資産税課税情報ファイル	
2	行政機関等の名称	四日市市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政経営部資産税課	
4	個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の賦課	
5	記録項目	別添1のとおり	
6	記録範囲	固定資産税・都市計画税の納税義務者(平成27年度以降)	
7	記録情報の収集方法	登記済通知、職員による現地調査、本人の申告	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 四日市市 総務部 総務課 市政情報センター	
		(所在地) 〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
13	備考	—	

固定資産税課税情報ファイルの記録項目

「固定資産税に関する情報」

1名義人(コード、カナ、漢字)、2管理市町村コード、3旧市町村コード、4課税年度、5共有代表宛名コード、6共有者宛名番号、7共有者代表区分、8共有者不明区分、9持分情報不明区分、10持分情報分子、11持分情報分母、12旧地区区分、13物件番号(一棟番号)、14所有者コード、15家屋番号、16棟番号(本番、枝番)、17課非コード、18表示変更(コード、年月日)、19権利変更(コード、原因年月日、受付年月日)、20その他変更(コード、年月日)、21市街化区分、22共有区分、23新增区分、24現登区分、25減失区分、26敷地権区分、27分割区分、28区分所有、29主附区分、30主附番号、31種類(表示用途)、32概調用途、33経年減点用途、34屋根、35構造、36階数(地上、地下)、37建築年月日、381階(現況床面積)、391階以外(現況床面積)、401階(登記床面積)、411階以外(登記床面積)、42住宅部分床面積、43戸数、44計算年、45従用途、46調査年月日、47調査票No、48図面番号、49管理図番号、50都市計画税計算区分、51建物番号、52符号、53肉厚(損耗)、54軽減(コード、開始年月日、終了年月日、対象床面積、戸数、軽減税額、軽減率)、55特例(コード、開始年月日、終了年月日、対象地積、特例率)、56減免(コード、開始年月日、終了年月日、対象地積、減免率)、57経過年数、58経年減点、59一点単価、60需給補正、61損耗補正、62地域補正、63積雪補正、64未完成、65㎡当り再建築費単価、66再建築費総評点数、67前回価格(評価額)、68理論価格、69決定価格、70固定(課税標準額、軽減税額、減免税額、税額)、71都計(課税標準額、軽減税額、減免税額、税額)、72仮換地地番(工区、ブロック本番、ブロック枝番、符号本番、符号枝番)、73所在地情報、74地目登記、75地目現況(課税)、76地積登記、77地積現況(課税)、78課非コード、79農地区分、80利用区分、81市街化農地適用年、82市街化農地開始年、83特定市区区分、84特農区分、85既存区分、86住非区分、87住宅率、88当物件の住宅面積、89住宅画地番号、90路線画地番号、91その他画地番号、92小規模率、93当物件の小規模面積、94前年評価額、95前年課標(固定・都計)、96当年評価額、97当年課標(固定・都計)、98都計減額、99農地転用(条、部会年月、許可年)、100保有税(対象外区分、事由コード、取得年月日、取得価格、受付年月日)、101合併地番(大字、小字、甲乙、地番、枝番、孫番、判別区分、判別キー)、102基準年度、103評価方法、104比準地目、105路線・標準地番号、106間口、107奥行き、108遠い奥行き、109近い奥行き、110角地区区分、111用途区分、112状況類似番号、113旧状況類似番号、114造成費コード、115補正(コード、率)、116不整形陰地割合、117不整形度区分、118評価単位区分、119評価単価、120固定小規模(前年度評価額、前年度課標、負担水準率、当該年度評価額、当年度課標、地積)、121固定住宅(前年度評価額、前年度課標、負担水準率、当該年度評価額、当年度課標、地積)、122固定非住宅(前年度評価額、前年度課標、負担水準率、当該年度評価額、当年度課標、地積)、123都計小規模(前年度評価額、前年度課標、負担水準率、当該年度評価額、当年度課標、地積)、124都計住宅(前年度評価額、前年度課標、負担水準率、当該年度評価額、当年度課標、地積)、125都計非住宅(前年度評価額、前年度課標、負担水準率、当該年度評価額、当年度課標、地積)、126下落率、127強制課標適用年度、128強制課標固定小規模(地積、負担水準率、適用年度課標、暫定・臨時特例率)、129強制課標固定住宅(地積、負担水準率、適用年度課標、暫定・臨時特例率)、130強制課標固定非住宅(地積、負担水準率、適用年度課標、暫定・臨時特例率)、131強制課標都計小規模(地積、負担水準率、適用年度課標、暫定・臨時特例率)、132強制課標都計住宅(地積、負担水準率、適用年度課標、暫定・臨時特例率)、133強制課標都計非住宅(地積、負担水準率、適用年度課標、暫定・臨時特例率)、134調定年度、135通知書番号、136義務者番号、137済期、138開始期、139期割数、140土地免点区分、141家屋免点区分、142償却免点区分、143一般土地分割区分、144一般家屋分割区分、145一般償却分割区分、146固定一般分課税標準額(土地、家屋、償却、合計)、147都計一般分課税標準額(土地、家屋、償却、合計)、148固定一般分税額(算出、土地減免、家屋減免、軽減、償却減免、その他減免、合計減免)、149都計一般分税額(算出、土地減免、家屋減免、都計減額、償却減免、その他減免、合計減免)、150差引き税額(固定)、151差引き税額(都計)、152年税額、153現年度税額、154過年度税額、155地目別(筆数、地積、評価額、固定課標、都計課標)、156主体別(筆数、地積、評価額、固定課標、都計課標)、157減免情報(物件区分、コード、固定対象課標、固定減免税額、都計対象課標、都計減免税額)、158前納報奨金、159期割額、160納期限、161更正事由コード、162事業所屋号(漢字)、163事業所電話番号、164税理士名(漢字)、165税理士電話番号、166設置年月日、167申告有無、168実施調査日、169申告区分、170産業分類区分、171サマリー区分、172配分区分、173減免、174課税明細(資産の種類、品数、帳簿価額、評価額、特例減少分課標、課標)、175取得価格(資産の種類、前年前取得分、前年中減少分、前年中取得分、合計)、176一品基本(資産番号、資産名称、数量、取得年月日、取得価格、耐用年数、減価残存率)、177一品価格(帳簿価額、評価額、評価限度区分、課税標準額、帳簿限度区分)、178一品特例(軽減分課税標準額、特例率、特例コード)、179一品強制(前年度課標、前年度帳簿額、評価残存率、帳簿残存率)

「宛名に関する情報」

1管理市町村コード、2旧市町村コード、3宛名番号、4個人法人区分、5宛名種類、6住民区分、7外国人区分、8共有区分、9法人コード前、10法人コード後、11世帯番号、12法人グループコード、13法人種別、14市内市外区分、15自治省コード、16住所情報、17氏名情報(カナ、漢字、英字氏名)、18生年月日、19性別、20続柄、21住民日、22住民日届出日、23住民日事由、24非住民日、25非住民日届出日、26非住民日事由、27転出確定日、28電話番号、29有線番号、30FAX番号、31E-MAILアドレス、32異動日、33異動届出日、34異動事由、35税用住民区分、36除票判定、37転入前住所判定、38個人番号

1	個人情報ファイルの名称	固定資産税土地・家屋名寄帳ファイル	
2	行政機関等の名称	四日市市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政経営部資産税課	
4	個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の賦課	
5	記録項目	別添1のとおり	
6	記録範囲	固定資産税・都市計画税の納税義務者（平成12年度～平成26年度）	
7	記録情報の収集方法	登記済通知、職員による現地調査、本人の申告	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 四日市市 総務部 総務課 市政情報センター	
		(所在地) 〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
13	備 考	—	

土地・家屋名寄帳ファイルの記録項目

1課税年度、2納税義務者住所、3納税義務者氏名、4納税義務者宛名コード、5納税管理人等住所、6納税管理人等氏名、7送付先、8お問い合わせ番号、9所在地、10非課税区分、11市街化区分、12登記地目、13登記地積、14課税地目、15課税地積、16宅並評価額、17住宅率、18戸数、19小規模率、20画地番号、21負担水準、22建築年、23家屋番号、24種類、25構造、26屋根、27階数、28登記床面積、29現況床面積、30評価額、31固定資産税課税標準額、32都市計画税課税標準額、33軽減税相当額、34物件コード、35税相当額、36土地・家屋物件集計、37固定資産税課税標準額（土地、家屋、償却資産、合計）38都市計画税課税標準額（土地、家屋、償却資産、合計）39合計年税額、40期別税額

1	個人情報ファイルの名称	固定資産税家屋評価調査票ファイル	
2	行政機関等の名称	四日市市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政経営部資産税課	
4	個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の賦課	
5	記録項目	別添1のとおり	
6	記録範囲	固定資産税家屋の所有者	
7	記録情報の収集方法	登記済通知、職員による現地調査、本人の申告	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 四日市市 総務部 総務課 市政情報センター	
		(所在地) 〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
13	備 考	—	

固定資産税家屋評価調査票ファイルの記録項目

1物件コード、2物件所在地、3市調区分、4現況床面積、5分割、6家屋番号、7登記床面積、8所有者コード、9所有者名、10所有者住所、11用途、12種類、13構造、14新築軽減、15評価額、16軽減期間、17建築年、18調査年、19登記年、20再建築費評点数計算書、21平面図、22配置図

1	個人情報ファイルの名称	市税納付状況管理ファイル	
2	行政機関等の名称	四日市市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政経営部収納推進課	
4	個人情報ファイルの利用目的	地方税法に基づく市税収納業務における納付状況を記録し、適切な収納を推進するために利用する。	
5	記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5賦課年度・期月、6税目、7賦課対象情報、8賦課額、9納付額、10納付年月日、11口座振替用金融機関情報、12対応（交渉）記録、13連絡先、14親族等納付関係先情報	
6	記録範囲	本市が課税権を有する個人 （未納がある場合は当該年度以降、未納がない場合は7年間）	
7	記録情報の収集方法	実施機関による調査	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	-	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 四日市市 総務部 総務課 市政情報センター	
		(所在地) 〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
13	備考		
14	本人の数	100,000以上	